



鳥取県公報

平成 24 年 2 月 7 日 (火)
第 8 3 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	種畜証明書の交付 (66) (畜産課) 2
	県営土地改良事業計画の変更 (67) (道路建設課) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (4) 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (2) (教育総務課) 3
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (技術企画課) 3
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (東部総合事務所県土整備局) 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 6
◇ 雑 報	公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程 (新生公立大学設立準備室) 9

告 示

鳥取県告示第66号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成24年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
平23 鳥取県臨 第1号	文句無	黒毛 和種	平成22年 11月30日	西伯郡 伯耆町	百合茂（黒原 4086）	ふくやすふく （黒2215102）	2級	東伯郡琴浦町 鳥取県農林総 合研究所畜産 試験場

鳥取県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（基幹農道整備事業大名地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成24年2月7日から同月27日まで
- 縦覧に供する場所
大山町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

平成24年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年2月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成24年2月14日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成24年度明るい選挙推進運動要領等について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第2号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年2月7日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成24年2月9日（木）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成24年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について
 - (2) その他

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年2月7日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 期日
平成24年2月14日（火）午後2時
- 2 場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁議会棟3階 第12会議室
- 3 件名
一般国道9号改築工事（駈馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月7日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町西一丁目 692	鳥取市賀露町西二丁目 2818 外 3 筆 の 一 部 (2,756平方メートル)	砂 (7,458立方メートル)	平成24年1月30日から 平成25年1月29日まで	平成24年 1月30日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月7日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目 468	鳥取市三津字大浜ノ二1162外26筆 (11,131平方メートル)	砂 (43,603立方メートル)	採取の期間	平成22年 8月5日 から平成 24年1月 14日まで	平成22年 8月5日 から平成 25年1月 14日まで	平成24年 1月12日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年2月7日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成23年3月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年2月7日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年3月10日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成24年3月17日 午前9時から正午まで	"	"	"	"
平成24年3月25日 午前9時から午前11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	"	"	"

- 3 講習課目
 - (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作
 - (2) 猟銃の射撃

飛しょうする標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 2 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給 供給期間総使用予定電力量6,204,000キロワット時（夜間使用予定電力量69,000キロワット時を含む。）

※ 供給期間総使用予定電力量は、平成23年1月から同年12月までの各月の電力量の使用実績に機器の増加等の補正を行うこと等により算出した1年当たりの電力量に3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(5) 入札書の記載方法等

入札に当たっては、入札説明書に示す予定契約電力、使用予定電力量及び予定力率に応じた基本料金の単価並びに電力量料金の単価により算出した1年間の合計金額（割引が適用されるものは全て適用することとし料金単価には消費税及び地方消費税を含み、合計金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）に3を乗じて得た額をもって落札者を決定するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は行わないこととし、太陽光発電促進付加金は考慮しないこととする。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

るとともに、その資格区分がその他の委託等のその他に登録されている者（営業内容に電力供給に類する内容が登録されている者に限る。）であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月20日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成24年2月7日（火）から同年3月19日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年3月19日付第200900193250号、第200900195212号、第200900195188号、第200900195552号、第147号、第200900195216号、第200900209089号）第3条に規定する者に該当しないと認められる者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (6) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (7) 電気事業者の発電に際しての平成22年度の全電源平均の二酸化炭素の排出の程度を示す係数が0.491kg-CO₂/kWh以下であること。

なお、この係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）第2条第4項第2号の規定に基づき算出される係数によるものとする。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎管理係

電話 0857-23-0110（代）

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成24年2月7日（火）から同月27日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、200円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年3月19日（月）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日（金）午後5時とする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎2階 入札室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成24年2月27日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Tottori Prefectural Police Headquarters Office building 6,204,000 kWh

- (2) Supply period
From 1 April, 2012 through 31 March, 2015
- (3) Supply place
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:
5:00 p.m. 27 February, 2012
- (5) Date and time for tender submission:
1:30 p.m. 19 March, 2012
Deadline for the submission of tenders by registered mail:
5:00 p.m. 16 March, 2012
- (6) Please contact:
Property Management Division
General Affairs Department, Tottori Prefectural Police Headquarters
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110

雑 報

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第 4 条第 1 項の規定により、協議規程を定めたので、同規約第 36 条第 1 項の規定により公告する。

平成 24 年 2 月 7 日

新生公立鳥取環境大学運営協議会会長 平 井 伸 治

公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）及び新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の規定に基づき、公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第 2 条 法第 22 条第 2 項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

(料金の上限の認可の申請)

第 3 条 法人は、法第 23 条第 1 項の規定により業務に関して徴収する料金の上限について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を新生公立鳥取環境大学運営協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 料金の種類及び上限
- (2) 料金の上限の根拠
- (3) 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
- (4) 料金の上限を変更しようとする場合にあっては、その理由

(中期計画の認可等)

第 4 条 法人は、法第 26 条第 1 項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 30 日前までに、会長に提出しなければならない。

2 法人は、法第 26 条第 1 項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に変更後の中期計画を添付して、会長に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第 5 条 法第 26 条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 出資、譲渡その他の方法により、鳥取県又は鳥取市から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(3) 人事に関する計画

(4) 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第 6 条 法第 27 条第 1 項の年度計画には、中期計画に定めた事項のうち当該事業年度に実施すべき事項を記載するものとする。

2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書に変更後の年度計画を添付して、遅滞なく会長に提出しなければならない。

(各事業年度の業務の実績の報告)

第 7 条 法人は、法第 28 条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第 9 条の規定により設置された公立大学法人鳥取環境大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第 8 条 法第 29 条第 1 項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績の報告)

第 9 条 法人は、法第 30 条第 1 項の規定により中期目標の期間における業務の実績（以下「中期業務実績」という。）について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。

2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において会長から法第 88 条第 1 項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。

(会計処理)

第 10 条 会長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人法施行規則（平成 16 年総務省令第 51 号）第 1 条第 3 項の規定により総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、会計基準に基づき、減価償却費を計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

3 法人の設立の際に法第 6 条第 3 項の規定により法人に出資された財産のうち償却資産については、第 1 項の指定を受けたものとみなして前項の規定を適用する。

(財務諸表)

第 11 条 法第 34 条第 1 項の規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

2 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承認の手続)

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に会長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて会長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

(積立金の処分に係る承認の手続)

第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に会長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて会長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- (3) 法第40条第6項の規定により納付しようとする剰余金の金額

(納付金の納付の手続)

第14条 会長は、法第40条第4項の規定による承認をしたときは、速やかに法第40条第6項の規定による納付金の額及び納付の期限を法人に通知するものとする。

(短期借入金の認可の申請)

第15条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を会長に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入の時期及び期間
- (4) 借入先
- (5) 借入金の利率
- (6) 借入金の償還の方法及び期限
- (7) 利息の支払の方法及び期限
- (8) その他会長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第16条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を会長に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価格)
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(鳥取県又は鳥取市の出資に係る財産の処分等の協議)

第17条 法人は、鳥取県又は鳥取市の出資に係る財産の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするとき(法第44条第1項の認可を要する場合を除く。)は、あらかじめ、会長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、前条各号に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立後最初の中期計画について、法第26条第1項前段の規定により認可を受けようとする場合における第4条第1項の規定の適用については、「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。